

刈谷市津波避難計画

令和3年4月

刈 谷 市

目 次

第1章 総則

1	計画の目的	3
2	計画の位置づけ	3
3	計画の見直し	3
4	用語の定義	4

第2章 津波避難計画

1	津波浸水想定区域	5
2	津波災害警戒区域	6
3	避難対象区域	7
4	避難困難地域	8
5	緊急避難場所等の指定・設定	9
6	市職員の初動体制	11
7	避難誘導等に従事する者の安全確保	12
8	津波情報等の収集・伝達	13
9	津波避難対策の啓発	17

第1章 総則

1 計画の目的

本計画は、津波から市民の生命・身体の安全を確保することを目的として、愛知県が平成26年5月に公表した「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果」における理論上最大規模の津波を対象に、津波の発生直後から津波が収束するまでの概ね数時間から十数時間までの対策を定めるものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、津波対策の推進に関する法律（平成23年法律第77号）第9条第2項に基づく計画であり、津波が発生し、又は発生のおそれがある場合における避難場所等、住民の迅速かつ円滑な津波避難を確保するために必要な事項を定めたものです。

本市は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第3条に基づく、南海トラフを震源とする地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあり、地震防災対策を推進する必要がある「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されています。そのため、同法第5条第2項の規定に基づき、本市の災害対策の根幹を定める「刈谷市地域防災計画」において、津波災害への対策を「地震・津波災害対策計画」として定めています。本計画は、刈谷市地域防災計画の「地震・津波災害対策計画」で定めた事項のうち、津波からの避難に関する事項を定めた内容となっています。

3 計画の見直し

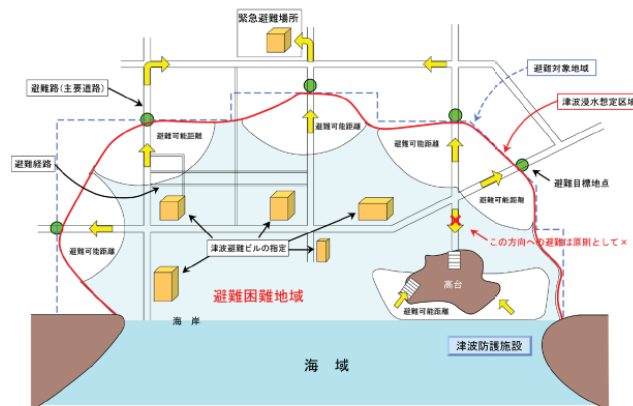
本計画は、新たに公表される津波浸水想定や被害想定、津波防災対策の実施や社会条件の変化に応じて、必要に応じて適宜見直しを行うものとします。

4 用語の定義

本計画で用いる用語の定義等は次のとおりです。

用語	定義
津波浸水想定区域	最大クラスの津波が悪条件下を前提に発生したときに浸水が及ぶ区域をいう。
津波災害警戒区域	津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項に基づき、愛知県知事が指定・公示した区域という。
避難対象区域	津波が発生した場合に避難が必要な区域で、津波浸水想定区域及び津波災害警戒区域に基づき市が指定する。安全性の確保、円滑な避難等を考慮して、津波浸水想定区域及び津波災害警戒区域よりも広い範囲で指定する。
避難困難地域	津波の到達時間までに、避難対象地域の外（避難の必要がない安全な地域）に避難することが困難な地域をいう。
指定避難所	住宅が損壊した被災者等が仮設住宅などに移転できるまでの間や比較的長期にわたって避難する施設。災害対策基本法第49条の7の規定に基づき、原則として市が避難対象区域の外に指定するもので、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等が整備されていることが望ましい。
指定緊急避難場所	津波の危険から緊急に避難するための高台や施設などをいう。災害対策基本法第49条の4の規定に基づき、災害の危険が切迫した場合における住民等の安全な避難先を確保するために市が指定するもので、一定期間被災者が滞在する指定避難所と異なり、命を守ることを優先し、緊急的に避難する場所を指定する。
津波避難ビル	避難困難地域の避難者や逃げ遅れた避難者が緊急に避難する建物をいう。避難対象区域内の建物を市が指定する。
避難路	避難する場合の道路で、市が指定に努める。
災害時要配慮者	高齢者、障害者、乳幼児など、災害応急対策において、特別な支援を必要とする者をいう。
避難行動要支援者	災害時要配慮者のうち、災害が発生又はそのおそれがある場合に自ら避難することが困難な者をいう。

津波避難計画の概念図



（出典：「津波避難対策推進マニュアル検討会報告書」（平成25年3月 消防庁））

第2章 津波避難計画

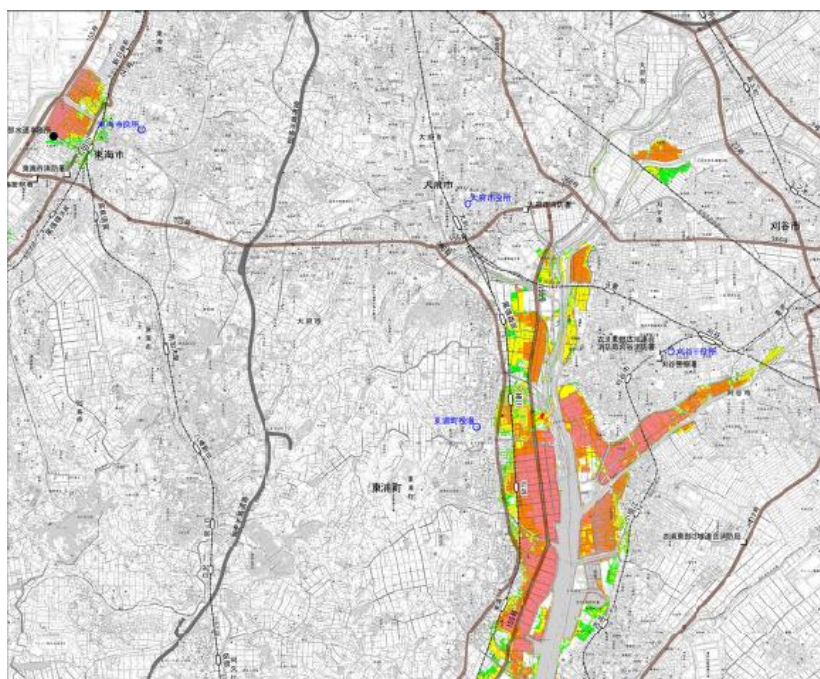
1 津波浸水想定区域

本市の津波想定は、愛知県が平成26年5月に公表した「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果」のうち、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波モデルである「理論上最大想定モデル」によるものとし、津波浸水想定区域は、同条件において津波シミュレーション結果を重ね合わせ、最大となる浸水域、最大となる浸水深を抽出し、愛知県が平成26年11月に公表した「津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定」に基づき設定します。

本市における津波想定及び津波浸水想定区域は、次のとおりです。

想定項目	理論上最大想定モデル	過去地震最大モデル
最大震度	7	6強
最大津波高	2.1m	2.0m
津波到達時間（津波高30cm）	97分	96分
浸水面積（浸水深1cm以上）	390ha	348ha

※「理論上最大想定モデル」のうち、最も悪条件のものを示している。

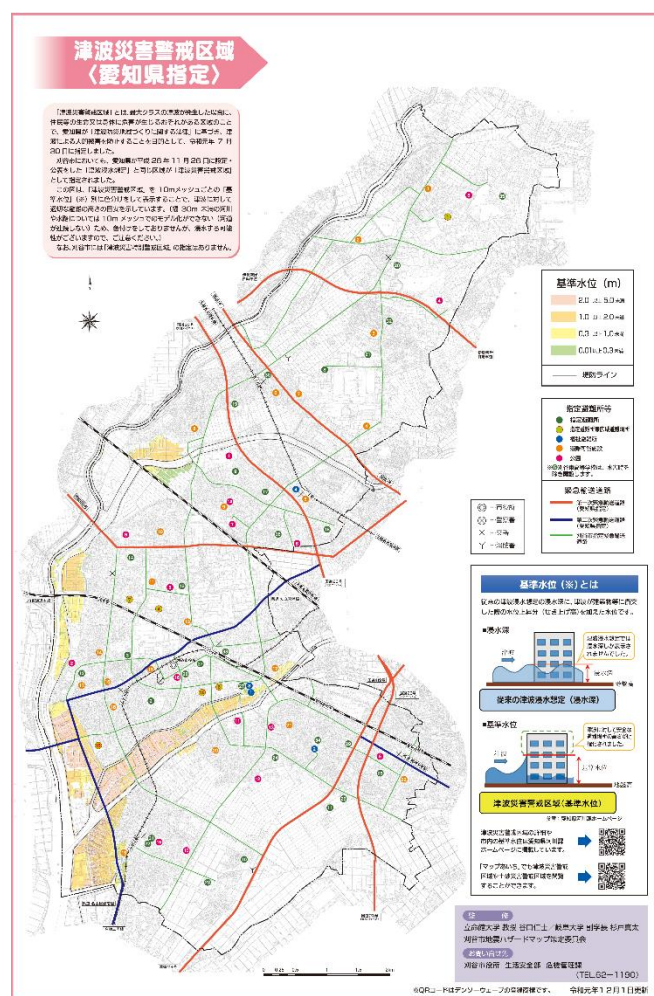


（図「津波浸水想定区域」（出典：「愛知県津波浸水想定」（平成26年11月公表））

2 津波災害警戒区域

津波防災地域づくりに関する法律第 5 3 条第 1 項により、津波が発生した場合には、住民等の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における津波による人的被害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域を県が指定しました（対象区域は平成 2 6 年 1 1 月に公表した「愛知県津波浸水想定」の浸水域）。またあわせて、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇（せきあげ高）を加えて定める水位として「基準水位」が示されています。

本市においても、平成26年11月に公表された津波浸水想定と同じ区域が津波災害警戒区域に指定されています（具体的な指定区域については、愛知県ホームページ「津波災害警戒区域の指定について」(<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kasen/tsunami-saigai.html>)で確認することができます。)



(出典：「刈谷市地震ハザードマップ」(令和元年12月公表))

3 避難対象区域

避難対象区域は、安全性の確保や円滑な避難等を考慮するため、津波災害警戒区域よりも広い範囲で設定するものとし、同区域を、津波により人・住家等に危険が予測される地域として「津波危険地域」と指定します。

指定の単位は、避難指示等を発令する際、発令の対象となった地域が市民に迅速かつ正確に伝わり、当該地域の住民の避難行動のきっかけとなることが重要であることから、町丁別単位を基本とし、事前に広く周知し理解を十分得るよう努めます。

津波発生時の避難対象区域は、次のとおりです。

地区名	区域
刈谷西部	城町（全域）、司町6丁目、司町7丁目、司町8丁目、司町9丁目
元刈谷	港町（全域）、浜町（全域）、衣崎町（全域）、天王町5丁目、天王町7丁目、松坂町5丁目、中川町（全域）、中島町（全域）、高松町4丁目、田町（全域）
熊	熊野町4丁目、熊野町5丁目、熊野町6丁目、逢妻町1丁目、逢妻町2丁目、逢妻町3丁目、逢妻町5丁目、逢妻町6丁目
高津波	三田町（全域）、高津波町6丁目
小山	新田町5丁目、中手町5丁目、中手町7丁目、広見町3丁目、広見町4丁目、一番町1丁目、一番町2丁目
重原	重原本町3丁目、下重原町3丁目、下重原町4丁目、下重原町5丁目
泉田	泉田町（蒲塚、上請合、上西割、蔵之下、下請合、出崎、殿ヶ渚、中西割、宮下、宮前、吉野）
築地	築地町（西縄）
小垣江	小垣江町（亥新田、大高、大津崎、御茶屋下、北浦、小網、古浜田、塩浜、地内、清水、下、下半ノ木、中、堀川、本郷下）、荒井町（全域）

4 避難困難地域

予測される津波到達時間までに、避難対象地域の外へ徒歩で避難することが困難な地域を考察します。

愛知県市町村津波避難計画策定指針（以下「愛知県指針」という。）では、避難シミュレーションにあたっては、避難できる限界の距離は最長でも概ね1,000m程度を目安にしていることを留意して算出します。

算出にあたっては、次の計算式及び条件を活用します。

$$\text{避難可能距離 (m)} = \text{歩行速度 (m/分)} \times (\text{津波到達時間} - \text{避難開始時間})$$

項目	設定値	根拠
歩行速度	11.5 m/分	愛知県指針に基づき、歩行速度が遅くなる夜間において津波が発生し、地盤が液状化する状況を想定し、高齢者の歩行距離を基準として、0.69 km/h (= 11.5 m/分) とします。
津波到達時間	97分	平成26年5月愛知県公表「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果」
避難準備時間	9分	「津波避難を想定した避難路、避難施設の配置及び避難誘導について（第3版）」（国土交通省） ■ 東日本大震災の津波避難実態調査における最初から避難を行った人の50%の避難開始時間：9分後

$$\text{歩行速度 (11.5 m/分)} \times (97\text{分} - 9\text{分}) = 1,012\text{m} > 1,000\text{m}$$

避難可能距離は、限界距離よりも長いことから、避難困難地域の検討において使用する避難可能距離を1,000mに設定し、緊急避難場所等を踏まえ考察した結果、本市において避難困難地域はないものと判断できます。

5 緊急避難場所等の指定・設定

(1) 指定避難所・指定緊急避難場所

浸水・津波事象の際の避難場所を選定する上では、避難対象区域から外れていること、また想定される最大津波高を上回る地盤高であることが重要です。本市における指定避難所及び指定緊急避難場所は、刈谷東高等学校を除きその要件を満たしており、津波発生時にも緊急避難場所としての活用を想定しています。

津波発生時の避難対象区域に対応した指定避難所は、次のとおりです。

指定避難所 (指定緊急避難場所)	所在地	標高	対応する避難対象区域
刈谷南中学校	住吉町 2-1	9.8m	元刈谷、重原
刈谷東中学校	山池町 1-201	9.1m	熊、高津波
雁が音中学校	築地町 3-9-1	8.9m	小山、築地
亀城小学校	城町 1-25-1	2.6m	刈谷西部、熊
衣浦小学校	天王町 3-27	8.0m	元刈谷
住吉小学校	住吉町 3-70	10.3m	元刈谷
富士松南小学校	今川町山脇 1	8.0m	泉田
小垣江市民センター	小垣江町小道 45-1	8.4m	小垣江

(2) 津波避難ビル

市では、避難が遅れた避難者が緊急に避難するために、避難対象区域内の民間施設を津波避難ビルとして指定しています。

名称	所在地	標高（屋上部分）
(株)サーテックカリヤ	刈谷市小垣江町大津崎 1 番地 4 2	1 8 m

（３）避難路

津波から命を守るためには、時間と余力がある限り、より安全な場所を目指すことが基本です。本市の津波想定によると、津波到達時間は９７分と予測されており、比較的時間に余裕があることから、必ずしも指定避難所等へ最短コースで避難する必要はなく、いかにして避難対象区域の外へ避難するかを重視し、すべての道路を避難路として活用することを想定しています。なお、指定避難所から半径約１ｋｍ範囲内における電柱に標高及び避難所方向を表示し、避難体制の整備を図っています。

（４）避難の方法

避難の方法は、以下の理由から原則として徒歩とします。

- 地震による道路等の損傷や、液状化による道路施設被害、信号の滅灯、踏切の遮断機の停止、沿道の建物や電柱の倒壊等による交通障害の可能性があるため。
- 交通障害が発生しなくても渋滞が発生し、浸水・津波の到達までに避難が完了せず、巻き込まれる可能性があるため。
- 道路の幅員、車のすれ違いや方向転換の実施可否、交通量の多い幹線道路等との交差、避難した車両の駐車場所等がボトルネックとなる等の可能性があるため。
- 避難支援者が活動するための自動車の通行の妨げとなり、避難支援活動に支障を及ぼす可能性があるため。
- 徒歩による避難者の円滑かつ安全な避難の妨げとなるおそれがあるため。

ただし、自力徒歩で避難することが難しい避難行動要支援者が避難する場合等、やむを得ず自動車避難を検討せざるを得ない場合があるため、自動車による避難には限界量があることを予め認識し、各地域で優先度を検討するなど、合意形成を図る必要があります。

6 市職員の初動体制

市は、次の基準によりあらかじめ市職員の非常配備体制を定め、迅速な動員の確保に努めます。出動の要請は、刈谷市メール配信サービスを使用するとともに、非常配備員は、休日その他勤務を要しない日又は勤務時間外において非常配備に該当する予警報等の発表を知ったときは、速やかに自主参集するよう努めます。

種類	配備基準	配備内容
準備配備	1 市域において震度3の地震が発生したとき。 2 伊勢・三河湾に津波注意報が発表されたとき。 3 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表されたとき。	危機管理課職員で対応し、必要に応じて関係各班へ出動を要請する。
第1非常配備	1 市域において震度4の地震が発生したとき。 2 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表されたとき。 3 愛知県下の他の市町村において、地震による大規模な被害が発生したとき。	生活安全部長を総括とし、危機管理課長を総括補佐、対応班長並びに対応班員で構成する。
第2非常配備	1 市域において震度5弱、5強の地震が発生したとき。 2 伊勢・三河湾に大津波警報又は津波警報が発表されたとき。 3 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき。 4 災害により市民等を避難させる必要を生じたとき。 5 市内に大規模な火災、爆発その他重大な人為的災害が発生したとき。	第一副市長を総括、第二副市長・教育長・生活安全部長を総括補佐とし、各部長・各副部長・各班長へ出動を要請する。
第3非常配備	1 市内全域にわたり甚大な被害が発生する恐れがあるとき、又は発生したとき。 2 市域において、震度6弱以上の地震が発生したとき。	参集可能職員すべてで対応する。

7 避難誘導等に従事する者の安全確保

(1) 退避の優先

災害発生後、市職員、消防職員、消防団員等は、市民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先への誘導に努めます。ただし、活動にあたっては、自らの命を守ることが最も基本であることを周知します。

(2) 退避ルール確立

津波浸水想定区域内での活動が想定される場合には、市は津波到達予想時間や想定される浸水深を周知し、退避ルールを確立します。

(3) 住民自ら身を守る意識の啓発

避難行動要支援者の避難支援と避難誘導等に従事する者の安全確保は、津波災害時には大きな問題です。災害時要配慮者や住民自らも命を守るという基本原則に則った防災対策を検討するとともに、地域や行政においても支援の在り方を十分議論します。

(4) 市公共施設の安全対策

災害対策本部が設置される市庁舎、消防署や消防団詰所等、市公共施設の安全対策に努めます。

(5) 避難誘導等に従事する者の負担軽減

災害対応に従事する職員は、限られた時間のなかで消防団活動等と避難支援活動を果たすことが求められることから、水門・陸閘等の自動化・遠隔操作化、耐震化といったハード面の対策や、陸閘の捜査体制の強化や、場合によっては廃止・常時閉鎖といったソフト面の対策を講じるなど、避難誘導等に従事する者の負担を軽減するための対策を検討します。

8 津波情報等の収集・伝達

(1) 津波に関する予警報

気象庁は、地震が発生した時には地震の規模や位置をすぐに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に、大津波警報、津波警報または津波注意報を、津波予報区単位で発表します。

この時、予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表します。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報・注意報を発表します。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉で発表して、非常事態であることを伝えます。

このように予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報・注意報を更新し、予想される津波の高さも数値で発表します。

ア 種類及び発表基準

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ 予測の区分	発表される 津波の高さ		津波警報等を見聞きした 場合にとるべき行動
			数値で の発表	定性的表現 での発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5m<高さ≤10m	10m		
		3m<高さ≤5m	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで、0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	—	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

イ 津波情報

種 類	内 容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さをメートル単位で発表
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要事項を発表 津波予報(津波の心配がない場合を除く)を含めて発表

ウ 津波予報区

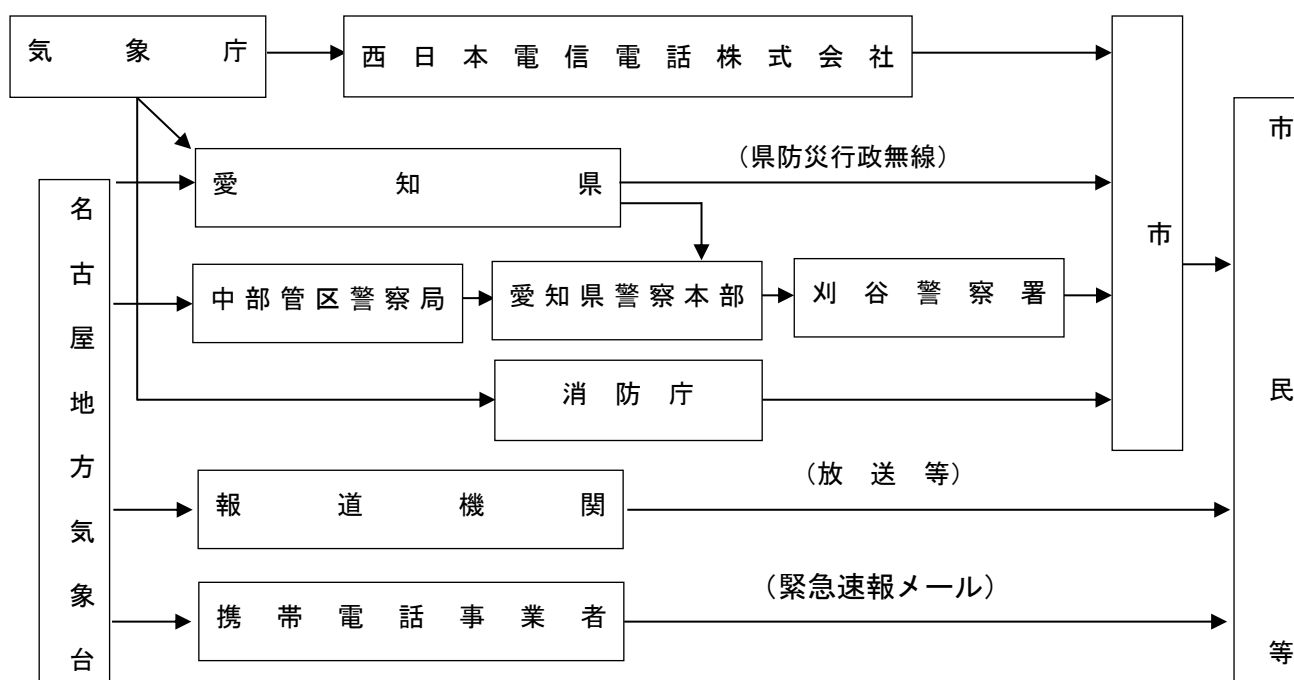
津波予報区の名称	津波予報区域	津波予報区域に属する愛知県の市町村
伊勢・三河湾	愛知県(伊良湖岬西端以東の太平洋沿岸を除く。)	名古屋市、豊橋市、半田市、豊川市、碧南市、刈谷市、西尾市、蒲郡市、常滑市、東海市、知多市、高浜市、田原市、弥富市、飛島村、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町

(2) 津波警報等の伝達

津波警報等は、下記伝達系統図により、可能な限り迅速かつ的確に伝達します。

伝達にあたっては、市防災行政無線をはじめとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとします。

津波に関する予報伝達系統図



(3) 津波の自衛措置

強い地震（震度4程度以上）に加え、弱い地震であっても長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、市は次の措置をとります。

ア 臨海部の住民に伝達するとともに、避難するよう指示する。

イ 津波注意報・警報の情報収集にあつては、放送機関からの情報にも留意し聴取する責任者を定めるなどの体制をとり、収集した情報の迅速かつ的確な伝達を行う。

なお、災害発生後、市民へ伝達すべき情報の内容は次のとおりです。

- ① 大津波警報・津波警報及び津波注意報の発表
- ② 津波来襲の危険
- ③ 避難に関する情報
- ④ 津波到達予想地域
- ⑤ 津波到達予想時間
- ⑥ 市民等のとるべき行動・対策等

(4) 避難指示等

津波警報等を覚知した場合、どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、基本的には避難指示のみを発令します。特に、勤務時間外に大津波警報・津波警報が発令された場合については、避難指示等の発令の手続きや時期を検討し、体制整備を図る必要があります。

また、停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合は、避難指示を発令します。

避難指示の解除については、発令の基準としている津波警報等が解除された段階を基本として、解除するのとしします。

また、浸水被害が発生した場合の解除については、発令の基準としている津波警報等が解除され、かつ住宅地等での浸水が解消した段階を基本として、解除するものとしします。

避難指示等の伝達文（例）

避難情報	伝達文（例）
避難指示 （大津波警報・津波警報）	緊急放送、緊急放送、避難指示発令。 こちらは、刈谷市災害対策本部です。 ただいま、大津波警報（津波警報）が発表されています。 このため、現在、〇〇町〇〇に対して、避難指示を発令しました。 今から〇時間後に、〇メートルの津波が到達するおそれがあります。直ちに 海岸や河川から離れ、できるだけ高い場所へ避難してください。
注意情報伝達 （津波注意報）	こちらは、刈谷市災害対策本部です。 ただいま、津波注意報が発表されています。 海岸や河川から離れ、できるだけ高い場所へ避難してください。

9 津波避難対策の啓発

(1) 啓発の基本

津波発生時に円滑な避難を実施するために、自らの命は自らが守るという観点の下、強い揺れや弱くても長い揺れを感じた場合には津波が発生することを想起し、自ら可能な限り迅速に高い場所へ避難を開始し、率先して避難行動をとることを徹底します。

(2) 津波避難対策の心得

ア 避難行動に関する知識

(ア) 我が国の沿岸はどこでも津波が襲来する可能性があり、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること。

(イ) 地震による揺れを感じない場合でも、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること、標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波警報でも避難する必要があること、海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があること。

(ウ) 地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、避難にあたっては徒歩によることを原則とすること。

(エ) 自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すこと。

(オ) 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などを通じて入手すること。

イ 津波の特性に関する情報

(ア) 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること。

(イ) 第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること。

(ウ) 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性があること。

ウ 津波に関する想定・予測の不確実性

(ア) 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること。

(イ) 特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること。

(ウ) 避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ること。

エ 津波避難の事前対策

- (ア) あらかじめ自宅近辺の避難場所を確認し、より迅速かつ安全に避難できる経路を想定しておくこと。
- (イ) 平常時から実際に経路を歩き、所要時間や危険個所を把握しておくこと。また必要に応じて、迂回路や緊急避難場所を検討しておくこと。
- (ウ) 安全・確実な避難行動のため、家庭や地域での備えや地震対策（家具の固定、通路の整理、住居の耐震化等）を日頃から実践しておくこと。
- (エ) 自宅以外で日頃よく訪れる場所で被害が想定される場合も同様の対策を講じること。

(3) 啓発の方法

本計画を市ホームページで公表するとともに、ハザードマップの配布等により、津波災害警戒区域、指定避難所や広域避難場所等の周知を図ります。また、住民主体による津波避難に関するワークショップ等の開催を支援し、危険箇所や避難路の選択、避難のための備えなどの気づきを促します。

津波避難の心得

1

津波警報→すぐに避難！

- まず、身の安全を確保しましょう
- ご近所へ声をかけあい、素早く避難行動をおこしましょう
- 避難場所や避難ルートは普段から確認しておきましょう

2

できるだけ急いで、遠く、高いところへ！

- 津波はとても速いスピードで襲ってきます
のんびり歩いていては津波に追いつかれてしまいます
- 避難を始めたら、安全な場所まで急いで移動しましょう
- 避難は徒歩で行います。急ぐために車は使わないようにしましょう

（図「津波避難の心得」周知例）



写真：小垣江グラウンドに設置してある津波避難看板
(他に亀城公園運動広場、港町グラウンドに設置)

(4) 津波避難訓練の実施

津波からの避難については、住民主体の避難訓練を実施することにより、避難行動が住民一人ひとりに定着することが重要です。このため、少なくとも毎年1回以上は、津波訓練を実施するよう促します。

また、避難訓練を実施するにあたっては、津波高や津波到達時間、浸水開始時間等を訓練想定に盛り込むなどにより、地域の実情に応じた実践的な訓練となるよう努めます。

主な訓練内容は、次のとおりです。

訓練名	訓練内容
情報収集・伝達訓練	初動体制や情報の収集・伝達ルートの確認、操作方法の習熟等を検証する訓練
津波避難訓練	避難経路を実際に避難することにより、避難の際の危険性、避難に要する時間、避難誘導方法等を把握する訓練
津波防災施設操作訓練	実際に津波災害が起きた場合を想定し、あらかじめ決められた者が、津波の到達時間内で、適切な手順で水門・陸閘等の施設の操作を実施できるか、または、地震動等により通常の操作が不能となった場合の対応をどうする課等を実施する訓練

刈谷市津波避難計画

発行 刈谷市／編集 生活安全部危機管理課

発行年月 平成 3 1 年 3 月

改訂年月 令和 3 年 4 月

〒448-8501 刈谷市東陽町一丁目 1 番地

電 話 0566-62-1190

F A X 0566-27-9652

メー ル kkanri@city.kariya.lg.jp